

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行																				
<p>(建築物の壁面の位置の制限)</p> <p>第5条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域内の都市計画法第14条第1項に規定する計画図のうち東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の計画図3(以下「計画図3」という。)に示す敷地においては、建築物の外壁、これに代わる柱又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から都市計画道路、区画整理事業区域又は公園区域の境界線までの距離は、別表第3の計画区域等の区分に応じ、それぞれ同表(注)欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>3〔略〕</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p> <p>第6条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 第1項の建築物の高さには、<u>北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合を除き</u>、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは算入しない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)~(3)〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画両国南地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備	〔略〕	<p>〔同左〕</p> <p>第5条〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域内の都市計画法第14条第1項の規定に基づく計画図のうち東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の計画図3(以下「計画図3」という。)に示す敷地においては、建築物の外壁、これに代わる柱又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から都市計画道路、区画整理事業区域又は公園区域の境界線までの距離は、別表第3の計画区域等の区分に応じ、それぞれ同表(注)欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>3〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条〔略〕</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 第1項の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは算入しない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)~(3)〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画両国南地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備	〔略〕
名 称	区 域																				
東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕																				
東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕																				
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕																				
東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備	〔略〕																				
名 称	区 域																				
東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕																				
東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕																				
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕																				
東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備	〔略〕																				

計画区域	
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	平成20年墨田区告示第57号、平成24年墨田区告示第207号及び平成27年墨田区告示第9号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

計画区域	
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	平成20年墨田区告示第57号及び平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2

地区整備計画区域の名称	地区の名称	区域
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、C地区に定められた地区
	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、D地区に定められた地区
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域E地区	平成27年墨田区告示第9号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、E地区に定められた地区
	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域F地区	平成27年墨田区告示第9号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、F地区に定められた地区

別表第3 〔別紙のとおり〕

別表第2

地区整備計画区域の名称	地区の名称	区域
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、C地区に定められた区域
	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、D地区に定められた区域
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔新設〕	
	〔新設〕	

別表第3 〔別紙のとおり〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。